

税金 トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

▶ 年末調整に新たな事務負担? 定額減税対応のポイント

年末調整事務に定額減税の手続きがプラス!

令和6年分の年末調整事務は、例年とは大きく異なる重要なポイントがあります。通常の年末調整に加え、定額減税の「年調減税事務」を行う必要があります。月次減税事務で把握した情報を再確認するだけでも相当な事務量が予想されますが、年末調整の税額計算も通常と異なるため、早めの対応が求められます。

また、源泉徴収票への記載方法にも変更があるため、相違点を早めに確認し、システム改修を年内に済ませておくことが重要です。

国税庁のDXの一環として、年調ソフトも配布されています。会社や社員の状況に応じて、これらのツールを活用し、効率的に作業を進めましょう。



1 注意ポイント! 年末調整における定額減税額の精算

① 年調減税額の控除対象者の確認

年末調整で定額減税額を控除する対象者は、原則として年末調整を行う方です。ただし、年末調整の対象となる方のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる方は、年調減税額を控除せずに年末調整を行います。控除対象者は、「令和6年分給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」で確認しましょう。

② 申告書の受理と年調減税額の計算

従業員から受け取った扶養控除等申告書や年末調整に係る定額減税のための申告書等を基に、同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数を確認し、年調減税額を計算します。年調減税額は、本人30,000円、同一生計配偶者および扶養親族1人につき30,000円です。16歳未満の扶養親族も対象です。ただし、非居住者は対象外です。

③ 年調減税額の控除方法

年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その税額を限度に行います（次ページ【図1】）。

④ 所得税徴収高計算書（納付書）の記載例と税額の納付

年末調整後、過不足額が発生した場合は、年末調整を行った月分の所得税徴収高計算書にその内容を記載し、税額を納付します。なお、年調所得税額から年調減税額を控除しきれなかった場合でも、翌年1月以降の給与に係る源泉徴収税額から控除することができないことに注意が必要です（次ページ【2】参照）。

⑤ 源泉徴収票の記載方法

年末調整における定額減税額の控除は、源泉徴収票の「摘要」欄に具体的な金額を記載する必要があります。実際に控除した年調減税額については、「源泉徴収時所得税減税控除済額●●●円」と記載します。また、控除しきれなかった額

出典：国税庁HP「令和6年分年末調整のしかた」

出典：国税庁HP「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」